

- 1 会議名 全員協議会
- 2 日時 令和6年4月22日(月)
午前10時から午前11時9分まで
- 3 場所 第2・第3委員会室
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席者 副市長 柴田義晴
総務部長 中村定秋、総務部専門監 齋藤元英、市民協働部長 伊藤新治、福祉部長 長谷川忍、健康こども未来部長 西井上剛、消防長 岡本康弘、教育部長 石川文子
秘書人事課長 小崎尚美、企画財政課長 佐野剛、行政課長 兼松英知、同統括主査 宇佐美祐二、税務課長 隅田昌輝、同統括主査 草間千佳子、こども家庭課長 神山秀行、同主幹 佐久間喜代彦、商工農政課長 岡茂雄、都市整備課統括主査 澤井雅史、学校教育課長 中野高歳
- 6 事務局出席者 議会事務局長 丹羽至、同主幹 田島勝己
- 7 議長あいさつ
- 8 副市長あいさつ
副市長のあいさつ後、市民協働部長、健康こども未来部長、教育部長から就任あいさつをした。建設部長は別公務のため欠席。
- 9 報告事項
(1) 一部事務組合議会の経過報告
①愛知県尾張水害予防組合組合会
代表議員 水野議員：資料に基づき説明
【質疑】
なし
(2) 執行機関からの報告
①5月臨時会に提出予定の議案について
総務部長：議案について、資料に基づき説明
【確認】
塚崎議員：事前に配付されている資料と今日卓上で配付された資料があるが、卓上の資料が正しいか。
総務部長：卓上のものが正しい。
②令和3年9月1日提訴の損害賠償請求住民訴訟事件の判決について
行政課長：資料に基づき説明
【質疑】
水野議員：今のご説明で、概要が理解できたので、あくまでも確認ということで、お聞きをしたいのですが、主文のまず1として原告の請求をいづれも棄却するというところで、判決要旨のご説明もいただきましたが、結論としてこの主文の結論に至るところとして、原告側ではなくて、市の側の主張がほぼ全面的に認められたという理解でよろしいでしょうか。
行政課長：そのとおりでございます。裁判所で内容が審理され、訴えが退けられたというところでございます。

水野議員：原告の主張は全く認められなかったということを確認させていただきました。その上ですすね、主文の2として、訴訟費用及び補助参加によって生じた費用は、原告の負担とするということで、費用の原告負担ということも主文の中で述べられておりますが、この原告が負担する費用というものの中には、確認ですけど市の側がこの経過のところにありますように、令和3年9月から令和6年3月の判決言い渡しに至るまでの手間ひまといいますか、例えば担当の職員の方が裁判所に出向く交通費であるとか、民間であれば人件費であるとか、あるいは様々な書類を作成する紙代であるとか作成のコストであるとかそういうものは入っているんでしょうか。

行政課長：これらの費用につきましては、職員の出張旅費等は入っておりません。

水野議員：それで国民のあるいは市民のその裁判を受ける権利というのは、憲法上の権利で尊重に非常に値にすると考えますが、裁判所に全く認められないような主張で、裁判を提起することが本当に権利の行使として正当なことなのかということについては、疑問があります。

ただ、議員の中に見解を異にする方もいると思いますので、その点については言及しませんけれども、言及というか中味の検討には入りませんが、ただこの原告が費用を負担しない分については、究極的には市の負担ということで、市民の方の税金、あるいは国とか県からお金が来るものだったと仮にしても、究極的には県民の方の税金、国民の方の税金、貴重な税金によって、この費用が賄われているということは、事実だと思いますが、この原告が負担されない費用については、究極そういう広い意味では、税金による負担になるかどうかを確認させてください。

行政課長：水野議員のおっしゃるとおり、負担になってきます。

木村議員：裁判というのはね、それぞれの主張があって戦われるので、それを判断するということであって、どんな場合でも、そういう今報告されたような費用の負担の問題が出てくるというふうに思います。だからそのことを評価するような発言をこの場でするということは適切でないと私は思います。

それで聞きたいのは、地裁の判決ですから、原告側の控訴はどのような形で行われたのかどうかこの点について教えてください。

行政課長：現在のところ、市に控訴状は届いておりません。

③保育園等の園別・年齢別入園状況について

こども家庭課長：資料に基づき説明

【質疑】

なし

④小中学校の児童生徒数及びクラス数、学校行事について

学校教育課長：資料に基づき説明

【質疑】

水野議員：35人学級の言及があったが、令和6年度は小学校で47人減少し、学級数が増えている。実際の人数で少人数学級化は進んでいる理解でよいか。

学校教育課長：実際に少人数のところは、35人以下の学級になるが、少人数になれば進んでいる。

⑤その他

- ・能登半島地震に係る職員派遣の状況について

秘書人事課長：資料に基づき説明

今後の予定であるが、家屋の調査は義援金の配分対象が拡大され、家屋被害調査の増加が見込まれるため、5月5日から1週間ずつ派遣してほしいと愛知県からの要請があり対応するが、この件は資料提出後、要請があったので、記載していない。

【質疑】

なし

- ・岩倉駅東地区再生協議会の解散について

都市整備課統括主査：岩倉駅東地区再生協議会の解散について、口頭にて説明

岩倉駅東地区再生協議会は平成8年に会員約80人で発足され、岩倉駅東地区における商業施設の近代化と再生を図る、再生計画事業の促進を目的として、駅前商業開発の動向、区画整理など、開発資本の概要、再開発事業の仕組み、街区整備について市と共同で研究検討を進めてきたが、そこから27年が経過し桜通線の用地買収により会員の退会や高齢化が進み、駅前商業開発において目まぐるしくトレンドが変化する中、再生事業用地の確保も難しい状況となったこともあり、会の運営やあり方について総合的に判断した結果、令和6年3月25日開催の総会にて解散について可決され、令和6年3月30日に解散した。

【質疑】

なし

(3) その他

特になし

10 協議事項

特になし

11 その他

特になし